

第8章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

8-1 庁内における実施体制

空家等がもたらす問題を解消するには、防災、衛生、景観等の多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があることから、庁内関係部署が連携して空家等対策に対応できる体制の構築が重要となります。

また、空家等については、空家法に限らず、例えば建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法等の各法律の目的に沿って適正な運用を図る一環から、適切な管理のなされていない空家等について必要な措置が講じられる場合もあります。関係法令の適用を総合的に検討する観点からも、市内の空家等の所在、所有者等について関係部署間で広く情報共有を図り、連携を取りやすい体制の整備を推進します。

関係部署一覧（令和7年3月末時点）

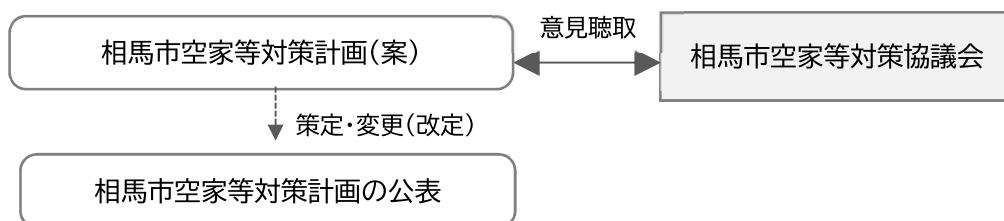
部署名	電話番号	対応する相談内容
建築課	0244-37-2178	空家等対策の総合相談窓口（市民からの苦情及び情報提供、所有者等からの相談に関すること）
		空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
		空家等の調査
		空き家バンクの運営
		空き家改修等支援事業補助金に関すること
		空き家仲介手数料補助金に関すること
生活環境課	0244-37-2143	管理不全空き地に対する指導に関すること
		蜂の巣駆除や清掃、廃棄物処理業者の案内に関すること
地域防災対策室	0244-37-2121	空家等からの火災発生防止等
税務課	0244-37-2128	所有者等を確認するための固定資産税台帳等の税情報提供
		所有者把握による適正課税に関すること
企画政策課	0244-37-2132	移住・定住に関すること
農林水産課	0244-37-2151	鳥獣に関すること

8-2 相馬市空家等対策協議会

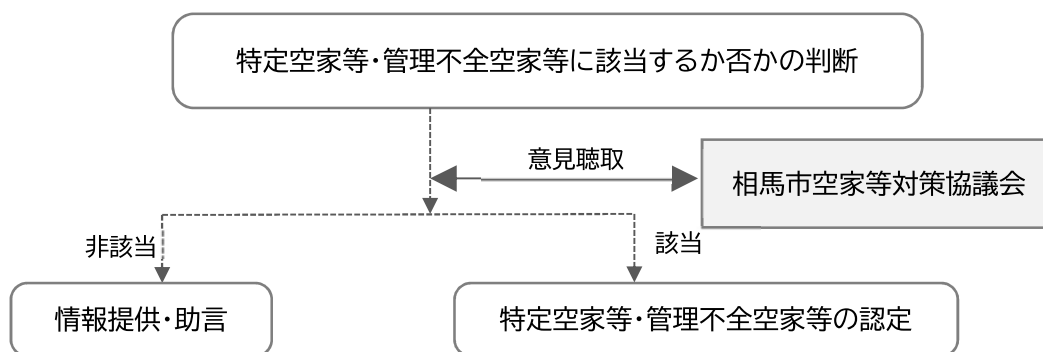
空家等対策には、専門的な知識や地域との連携が不可欠であることから、法第8条に基づく協議会を設置します。協議会は、市長のほか、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者などから構成し、本計画の策定・変更並びに対策の実施などについての意見を求め、協議を行います。

相馬市空家等対策協議会構成員（令和7年7月30日時点）

	区分	役職等	備考
1		相馬市長	会 長
2	法務	福島県弁護士会	
3	法務	福島県司法書士会	
4	不動産	福島県土地家屋調査士会	副会長
5	不動産	福島県宅地建物取引業協会	
6	不動産	福島県建築士会相双支部	
7	福祉	相馬市社会福祉協議会	
8	福祉	相馬市民生委員児童委員協議会	
9	地区住民	相馬市区長会	
10	地区住民	相馬市区長会	
11	地区住民	相馬市区長会	
12	地区住民	相馬市区長会	



相馬市空家等対策計画策定の流れ



特定空家等・管理不全空家等の認定の流れ